

議案第30号

大和都市計画山の辺土地区画整理事業施行規程及び大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の一部改正について

大和都市計画山の辺土地区画整理事業施行規程及び大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年3月9日提出

天理市長 南 佳 策

大和都市計画山の辺土地区画整理事業施行規程及び大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(大和都市計画山の辺土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 大和都市計画山の辺土地区画整理事業施行規程(昭和43年12月天理市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

(大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程(平成17年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。